

## 新潟市総合計画審議会 第4回 第2部会 会議録

日時：平成26年9月3日（水）10:00～

会場：市役所本館6階 第3委員会室

事務局 それでは定刻になりましたので、第4回第2部会の会議を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます事務局政策調整課の坂井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当部会の会議につきましては公開することとし、記録作成のため、録音及び撮影をさせていただきます。また、本日の会議につきましては、取材のため報道機関が入っておりますことをご了承いただきますようお願いいたします。

本日は、広橋委員、間島委員、丸田委員がご欠席となっておりますが、委員の出席が過半数に達しておりますので、会議が成立してまいりますことをご報告いたします。なお、本日は、丸田部会長がご欠席ということでございまして、齋藤委員より職務の代行をお願いしたいと思っております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第、資料1、「第3回第2部会意見概要及び事務局対応案」。資料2、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）素案修正案」という冊子がございます。資料3、「第2部会意見概要及び事務局対応案」。資料4、「第2部会意見概要及び答申案一覧」、A3縦の資料でございます。次に参考資料としまして、新・新潟市総合計画、今現在の総合計画の素案についての答申です。前回の審議会で頂いた答申というものを参考資料として付けさせていただいております。その他につきましては、座席を示した会場図がございます。以上、不足ございましたらお知らせいただけますでしょうか。

それでは、齋藤委員のほうから進行のほうをお願いいたします。

齋藤委員 皆さま、おはようございます。本日、丸田部会長が欠席ということで、代行を務めさせていただきます齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。前回の意見集約、こちらは資料1のほうになるかと思うのですが、こちらについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。あらためまして、私のほうから資料1の意見概要をご覧いただきながらご説明させていただきたいと思っております。先回ご審議いただいた内容は、政策③「学・社・民の融合による教育を推進するまち」、政策④「地域力・市民力が伸びるまち」についてでございました。前回同様、委

員の皆さまからのご意見を取りまとめ、部会長と調整を取らせていただいて、それに対する事務局の対応案を記載してございます。委員の皆さまのご意見につきましては、発言の趣旨が同様のものについてはまとめさせていただいておりますのでご了承いただきたいと思っております。

それでは資料1の上から順にご説明をしたいと思います。1番目でございます。政策③の1番目でございますが、子どものことについて、「学力・体力に自信をもち」という文言を、「自分の力に自信をもち」という表現に直してはどうかということでもございましたので、これはご指摘のとおり、修正をしたいと思いますと思っております。

それから2点目でございますが、地域に対する愛着や地域を愛する心を育むという視点を入れたらどうかということでもございます。これにつきましても、ご指摘のとおり追加記載をしたいと考えております。

それから3点目でございますが、いじめなど学校現場で抱えている問題が捉えづらいというご指摘でもございました。ここにつきましては、先回部会長のほうからもお言葉を頂きましたけれども、教育ビジョンとのすみわけの中で、総合計画の本体につきましては、「教育現場の実情などを踏まえた教育の実践」という中に含まれております。具体的などころについては教育ビジョンの中で検討をしていただく、あるいは実践をしていただくと考えております。

それから次でございますが、施策8について、現状と課題のところは農業体験だけの記載になっているというご指摘で、キャリア教育の推進等もぜひ入れたらどうだというお話でもございました。ご指摘のとおり、キャリア教育の推進についても重要性を私どもも感じておりますので、「キャリア教育の推進とともに」といった文言を入れるかたちで修正をしたいと思っております。

その次でございますが、農業につきまして、命を育むという考え方を入れたらどうかというご指摘でもございました。ここにつきましては、施策8のところは、「子どもたちが本市の誇る農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの誇りや生きる力を育むため」という記載がございまして、実践の段階では体験だけで終わらないよう、取り組んでもらいたいと思っておりますが、文言としては修正をしない方向で検討いただいております。

それから施策9につきましては、若者の人口流出を抑え、若者をまちの活性化につなげるということについて、課題解決に向けた施策がないのではないかとご指摘でもございます。ご指摘のとおりと思っておりますので、この文言についても、「まちの活性化につなげるため、産学官の連携の推進とキャリア形成に向けた大学や専門学校の新規・拡充を支援します」というように修正をしたいと思っております。

それから、政策③の最後のところですが、子どもの人権が守られるという言葉が政策の中に盛り込んでどうかということでございます。こちらについては後ほど基本構想についてご説明申し上げますが、目指す都市像の都市像Ⅰのところ、「共助と協働の輪が広がり、一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画が進むことにより、性別や年齢に関わらず」という記載をすることで、全体を包含する思想ということで、一段上げてと言いましょか、全体の中で記載をしたいと思っております。

それから、表の下段になります。政策④についてでございますが、「地域力・市民力が伸びるまち」についてのご指摘でございます。その1番目、「地域づくりを担う人材が多く育ち」という姿が実現できるかどうか疑問である。特に担い手の育成について力を入れるべきというご指摘ございました。これにつきましては先般、8月29日にコミュニティ協議会のあり方検討委員会でも別途動いております、市長に答申をいただきます。その中で、具体的にこれから実践をしていく段階に入ろうということでございます。従いましてその動きにつきましては、そこのあり方検討会の議論を受けて、今後市で別途考えていくということになっております。8年後の姿としてこれを目指すものということでございますので、その施策11のところ、人材育成や支援などについて、環境整備について記載していることから、ここの記載については修正をしない方向で検討を考えさせていただきたいと思っております。

それからイラストについてのご指摘については、全体でいろいろなご意見をいただく中で、最終的には調整をしたい、検討をしたいと思っております。

それから3点目、住民による自治の活動に参加できない、こぼれ落ちてしまうような弱い立場の人たちについても、市民として包摂していくといった考え方を記載してほしいというご指摘ございました。ここについては、先回の審議のときに申し上げましたが、政策④につきましては地域の課題を解決する仕組みについて記載をしており、具体的な政策については政策①の8年後の姿のところ、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています」という理想形の将来像をお示ししてございますので、ここについては表記の修正をしないということにしたいと思っております。

それから、コミュニティ協議会への女性の参画のお話でございます。ご案内のとおり、コミュニティ協議会については市の附属機関、市の組織ではございませんので、具体的にはコミュニティ協議会の自立精神を重んじながら運用していただくということになっております。ただし、公共的な性格の強い団体でもございますので、現在も女性の参画についてお願いをしているところですが、可能な限り参画していただけるように今後も呼び掛けていきたい、働き掛けていききたいと思っております。

それから施策 13 のところです。ボランティアなどの人材育成を支援するような視点と、ボランティアを協働の相手として盛り込んでどうかというご指摘、また「市民活動支援センター」についてのお尋ねでございます。ここにつきましては、施策 13「市民のニーズに効果的かつ的確に対応していくため、人材育成や支援を充実するとともに、NPO や民間企業、ボランティアなどの協働を推進します」といった表現で修正をしたいと考えております。

資料をおめくりをいただきますと、先般お時間が限られていますので、後ほどご指摘を頂ければということで、部会長のほうからお願いしておりました。基本構想の部分につきましては、まちづくりの理念、目指す都市像について記載のご意見をちょうだいしておりますが、後ほど基本構想全体のところでご説明を若干させていただきますが、ここにつきましては他の部会からもご指摘を頂いているところがございますので、よく他の部会と調整をしながら記載をしたいと思っております。今のところ私どもの考え方としては、先ほど触れたところが若干ございますが、目指す都市像の都市像 I のところに、「共助と協働の輪が広がり、一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画が進むことにより」という表現を、都市像のところに記載をしたいと思っております。

それから目指す都市像のところの一つ目については、ご意見のとおり、「若者が地域に住まい、働き、希望する人数の子どもを安心して」といった記載をすることで、ご指摘のところに対応したいと思っております。

下四つのご意見につきましては、都市像 I のところに先ほど申し上げた文言を追加記載することで、こういった各政策を貫く一つの大きな柱として、協働ですとか共助ですとか、人権ですとか男女共同参画といったものを入れていきたいと考えております。私からは先回の意見の概要と事務局対応案について説明させていただきました。以上です。

齋藤委員

ありがとうございました。今ほど、前回 8 月 20 日にありました部会のご意見と、それに対する事務局の対応案について説明していただきました。こちらにあります素案ページというものは、確認になりますけれども、もともと事務局より初回にお配りしたものの数字であり、その対応案について、素案を修正するものに関しては①、修正します、ということです。②については素案のとおり、今まで出していたものとおりに、基本的にはいたしますという対応です。あと③というものもありますが、今回のものにはなかったように思います。かなりの部分で新しい素案は修正するという方針になるかと思っております。今ほどの説明につきまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

秋山委員

前回の基本構想、まちづくりの理念のところですが、私、発言主旨のところに、社会的包摂の考え方を入れてくださいというお話をしたのですけれど

も、対応として、事務局対応案の一人ひとりの人権が尊重されるという中に含まれるのかとは思いますが、今回意見概要のところに私の意見が割愛されているようなのですけれども、これも含まれるということで考えてよろしいのでしょうか。

事務局 記載をしていないということで大変失礼いたしました。記載をした上でこういった解決でいかがでしょうかということでございますので、おわびして訂正します。

齋藤委員 そうしましたら修正していただけるということです。その他全体に関してご意見ございませんでしょうか。

近藤委員 先回の目指す都市像のところですが、「希望する人数の子どもを安心して」という、希望する人数ということは、これはこちらのほうにも残っているようなのですが、そこのところはカットしていただけないでしょうか。なぜかと申しますと、子どもを産めない方とかさまざまな人たちが居ます。それと、希望する人数という言葉の中には、多産の奨励も含まれてしまいますので、ここは「若者が地域に住まい、働き、子どもを安心して」という言葉でよろしいかと思うのです。希望する人数というところは、残された理由というのをお聞かせ願いたいです。

事務局 私共としては理想とする、希望とする、持ちたいと思っていच्छる子どもの人数と、実際にお持ちの子ども的人数に差異がある調査結果もありますので、その差異を埋めることが、お子さまを安心して生み育てることになるのだろうという意識でございましたが、ご意見を踏まえてみれば、別に削除しても意味は十分通じると思いますので。

近藤委員 通じると思います。

事務局 そういうことで、他の部会の皆さんとも調整をしたいと思います。そういったご意見がなければ、最終的には考えさせていただこうかと思います。

齋藤委員 今ほどのご意見に関しましては、理想と現実のギャップが出てきてしまうということですが、理想を訂正するものではないということで、その点また事務局のほうで検討していただければと思います。その他何かございませんでしょうか。

それではご意見ないようでしたら、本日この部会の最終日となっておりますので、頂いたご意見につきましては部会長にお伝えしまして、部会長のほうに一任するというご承りいただきたいです。また事務局も含めて検討するというご承りいたします。他にはございませんでしょうか。

そういたしましたら、以上で前回8月20日の意見の集約を終わらせていただきます。これで素案に対する当部会の全ての審議を終了したことになります。

す。ありがとうございました。

続きまして、答申に向けての部会意見の集約に移りたいと思います。まずはこれまで、部会で出された意見に基づく素案の修正案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、私のほうから説明させていただきます。お手元に資料2「にいがた未来ビジョン」素案修正案と、資料3、「第2部会のご意見の概要及び事務局対応案一覧」をお配りしてございます。資料2と3をご覧いただきたいと思います。

これまでの部会で委員の皆さまから頂いたご意見のうち、事務局対応案として①とお示しをし、修正しますと申し上げたものについて、資料2におきまして赤字で素案を修正させていただいております。なお、お配りをしている素案の修正案については、第2部会の審議の当該箇所を抜き出すかたちとしております。今後、他の部会にはその旨該当箇所をお配りして、全体的に調整をして再度つき合わせるというかたちにしたいと思っております。従いましてページ数が飛んでいますので、ご留意をお願いいたします。また、初めにお配りした諮問案とページ数が変わっておりますので、ご注意をお願いしたいと思います。資料3の表頭、一番右、新素案ページと書いてございます。ここでは資料2、本日お配りをしたもののページ数が記載してございますので、ご参照いただければと思います。

また基本構想につきましては他の部会でもご審議、ご意見をいただいておりますので、他の部会から出された意見についての記載をさせていただきました。なお、他の部会は開催前ということもあり、対応案が空欄となっておりますことをご了解いただきたいと思います。

それでは資料3をご覧いただきたいと思います。また併せて、先ほど申し上げました、表頭の一番右に新素案ページ数をお示ししてありますので、併せて資料2もおめくりいただきながらお聞きいただければと思います。

資料3ですが、対応案のうち具体的な修正案が書かれていないものについてご説明をさせていただきます。それでは最初に資料3の上のところでございますが、事務局対応案と書かれた部分については、これまで各部会ごとに、前回の意見集会をしたもの全てを記載してございます。従いまして、②や③も全部記載をさせていただいております。このたびご説明するのは、確認の意味を込めまして、修正しますとか直しますと申し上げたまま、具体的な案が記載をされていなかったものをご説明したいと思います。その他につきましては、先回、あるいは今回、前回以前の集計の際にご意見頂いた対応案に具体的な文言をお示ししましたので、今回は割愛をさせていただこうと思います。

まず上から5番目、現状と課題のところ、通し番号5のところでございます。生活に困難を抱える方についての視点を現状と課題へ盛り込むべきということでございます。これはお配りした資料2の66, 68, 69ページが該当しております。お開きいただきますと赤字で訂正、あるいは加筆をしております。このような記載を追記することで対応をしたいと考えております。

それから資料3をおめくりいただきますと、通し番号の21番までご意見が記載してございます。それからもう1枚おめくりいただいて、資料3の3ページ、上から3段目、図の2-⑤「実際の子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由」について、平成26年の資料を使い、現状と課題の内容を変更すべきということでございます。これは資料が古いので、新しい資料に更新すべきというご指摘でございました。資料2のほうでは74, 77ページのところが該当してございます。記載のように平成26年の最新の調査の結果を記載したいと考えております。

それから資料3の5ページ、6ページにわたりましては基本構想等について頂いたご意見について記載してございますが、先ほど申し上げました他の部会との調整がございますので、今のところ私どもとしては先ほどご説明した案分で修正したいと考えておりますし、今ほどご意見をいただいた5ページの中ほどの、希望する人数の子どもについては削除するというところで他の部会と検討を諮っていきたいと思っております。

以上、具体的に文言をお示ししていなかったり、図表を改めることで皆さまにお示しをしていなかったところを修正するようにさせていただきました。その他につきましては記載の文章で、各部会ごとに全体意見の集約の際にご確認いただいております。それから訂正しておりませんので、以前にご説明したとおりということで素案の修正を諮りましたというものでございます。その素案の修正を諮ったものが資料2として赤字の訂正をしておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

齋藤委員

どうもありがとうございました。では3回の部会にわたり、委員の皆さまから多くの意見が出されましたので、それに対して中ほどの素案ページというのが旧素案、右側の新素案ページというのが、お手元にある資料のほうに反映してあるということでございます。新素案ページが空欄になっているものに関しては個別の課題なので、大まかな概念の中には直接は盛り込まないけれども、市としては検討を続けるという案件ですし、また実際にページ数が新素案ページというところに書いてあるものに関しましては、「にいがた未来ビジョン」のこれからの8年間の具体的なものに素案として修正文言を加えていく、という主旨のものでございます。多岐にわたって修正ページがあったり図表の差し替えがあったりということになりますが、一応前回で審議

は、先ほどの確認で終了しているかたちにはなるのですけれども、皆さまの中から特に何かここでご意見あるということであれば、お願いしようと思います。

関川委員 コミ協の支援のあり方検討委員会、一応先月の末で検討が終了されていると思いますけれども、もしそういうものが開示していただけるのであれば、資料をお見せいただければと思います。この部会でも、コミ協の今後についていろいろと関係しますので。

事務局 所管が私どもでありませんので、確認をしてお配りできるようであればお配りさせていただこうと思います。ただ、部会として今後集まる機会が今のところ予定されておりませんので、郵便なり別途の対応になるかもしれませんが、ご容赦願えればと思います。

関川委員 よろしくお願いいたします。

齋藤委員 こちらに関しましては、資料を事務局のほうから個別に対応していただくということをお願いしたいと思います。

秋山委員 政策③の8年後の姿のところ、先ほど意見概要及び事務局対応案で、「自分の力に自信をもち」という表現に、「学力・体力に自信をもち」というものから変更しますということでお答えいただいたかと思うのですが、「目指す都市像」のところでも修正案のところに同じ文言が出てきているのですけれども、これは前回のときに私が申し上げればよかったのですが、素案修正案の7ページの下から5行目のところに、やはり「自分の学力・体力に自信を持つ心豊かな子どもたち」という記載がございますが、こちらのほうは計画とリンクして直していただくことはできるでしょうか。

事務局 すみません。単純な作業ミスで、これから修正したいと思います。他の部会でも、何々する人とか、何々する方とか、文言の統一性が図られてないというご指摘をいただいていますので、そういったものについては全体を整理する中できちんと直していきたいと思います。

齋藤委員 前回、第3回部会の中で出たお話かと思います。そうしますと素案7ページのところで、都市像の中で同じような文言が出てきているので、事務局のほうで修正していただくというかたちになるかと思います。

椎谷委員 すみません、確認なのですが、先ほど近藤委員さんがおっしゃられた、「希望する人数の子どもを安心して」というところの部分の変更なのですが、どの部分までカットされるということになりますでしょうか。政策②のほうの部分のことですか。

事務局 全体的に見て、そここのところの文言整理も含めて全体をどういった思想で貫くという意味で、そういう文言をチェックしたいと思います。

椎谷委員 「希望する人数」の「人数」というところだけを消すのか、それとも「子



どもを安心して生み育てることができる」まで、そこまで全部ということではなくという。「希望する」というところですね。

近藤委員　　そうですね。「希望する人数」までですね。

椎谷委員　　そうしますと、「子どもを安心して生み育てることができて」が残ることですね。分かりました。

齋藤委員　　今後も文言の見直しを諮っていただけたらと思います。その中で今頂いたご意見に関しては見直しをしていただいて、部会の意見を反映したものにしていただきたいと思います。それでは他、特にございませんでしょうか。

海津委員　　海津でございます。意見概要のほうの番号1番の、「ずっと安心して暮らせるまち」を実現するにはコミュニティの人間関係がうまくいってないといけないのではないかという意見をさせていただきました。しかし対応としては「政策④で『地域力・市民力』について盛り込んでいます」を理由として、素案の修正はないとしてあるわけなのですけど、いま一度考えていただきたいと思うのが、政策④の「地域力・市民力」の部分では、どうもこの文章だけ読んでみると、行政と地域コミュニティ協議会とか、行政と区の自治協議会とか、行政とNPOに関してというような、そういった施策のような印象を受けるのです。ここで私が申し上げたかったことは、住民間のコミュニティをうまく醸成するような施策という視点を、どこかに入れたらいいのではないかという趣旨で意見させていただいたので、本当は「ずっと安心して暮らせるまち」のところで、そういったような視点を盛り込んでいただきたいという意見だったのです。もう一度その辺を確認させていただきたいと思います。

齋藤委員　　項目番号だと施策①「ずっと安心して暮らせるまち」というところで、具体的な新素案への対応がどういうところなのかというところの確認ということですか。

海津委員　　そうですね。住民間の人間関係の構築のような表現とか施策を、「ずっと安心して暮らせるまち」のところで盛り込めないかなという、その確認なのですけれども。

事務局　　当初、考えたときには、行政が住民間の人間関係を構築するというのはなかなかできないというか、行政計画の中で方針として盛り込むと、少し立ち入り過ぎなんだろうと思います。

コミュニティ協議会だとかいろいろ地縁組織よりももう少し根深いというか、根本的に隣近所だとか、そういったところの近所関係の構築をしていくというのは、入れづらいというのもあり、結局私どもとしては、行政として何をしなければいけないかというような、それが総和として地域の力であったり、市民の力として発揮されるようにお力添えするとか、そういったもの

が土台とあって、そこと連携するということなのかなということがありましたものですから、この「地域力・市民力」について盛り込むことでご理解をいただこうかと思ったのです。人間関係の部分についても、委員の今のお話をお伺いしますと、市として関われということに聞こえるのですが、そういったことではないような気がするので、いま一度ご趣旨をご説明いただけると助かるのですが。

海津委員　そうですね。確かに行政の方が住民間のコミュニティというのはなじまないと思います。例えばやはりコミュニティへの支援ですとか、最近特に感じるのは、地域のお祭りとか、市の補助金をいただいて継続できているようなお祭りも多々あるんですけど、昔から地域の住民間のコミュニティはお祭りが重要な役割を占めていたりしたのです。それでもお金が続かないからとか、それは主催者の責任というか、工夫のしようが足りないのかとは思いますが、そういった何か支援できるような、住民たちがコミュニティを円滑に形成するその手伝いといいますか、直接手を入れるというのではなくて、コミュニティ協議会への活動支援ですとか、あと、活動が行いやすいように会議の場所の提供ですとか、そういった観点でサポート的なところを文言として盛り込んだらいかがかなという趣旨でございます。

事務局　ありがとうございます。どこまで書けるかどうかわからないですけども、書けるとすればということで、今、ここで思いついているだけですけれど、「地域活動がスムーズに運営されるように」とか、「地域がスムーズに活動ができるように」というぐらいの表現が限界かという感じがしております。文言については少しお時間をいただいて、検討をさせていただきたいと思っております。

海津委員　ありがとうございます。

齋藤委員　前回の第3回でも、要するに地域のお祭りへの支援のお話とか、コミュニティ協議会のあり方、あるいは補助なり協議会の立地の面など審議されておりましたので、市としては当然サポートするという立場にいるかと思うのですけれども、素案というある程度まとまった文章になったときに、それをどこに盛り込んでいくかという、もしかしたら個々事例になってしまうのが、素案というまとまった文章になったときに、どのように盛り込んでいくかという部分かと思うので、そちらのほうに関しましては、また部会長会議のほうでも検討させていただきたいと思っておりますので、一任させていただければと思います。

海津委員　よろしくお願いします。

近藤委員　すいません。この素案について、「現状と課題」のところは、さらに現実を捉えていない場面が多々あったという感想を抱いております。先回のときで

したが、教育現場の実情が全然触れられていないということで、そのときに教育ビジョンのことをお話しになったんです。教育ビジョンのほうに細かく書き込まれておりますということでしたが、総合計画は教育ビジョンよりも上位の計画でしょうか。どういう位置関係にあるのでしょうか。

事務局 総合計画は市の基本計画として一番上位にあると。それに従って、教育ビジョンなりに個別、分野別の計画ができていくという組み立てです。

近藤委員 この総合計画に書き込まれないと、あまり影響を与えられないのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

事務局 前回、部会長のほうと、教育委員会のほうの部長たちからもお話ありましたように、教育ビジョンとして記載をすべきことと、総合計画として記載をすべきことの中で、具体的な取り組みに関するところ、実践をする部分については教育ビジョンに委ねましょうということで、他の環境ですとか農業ですとか、いろんな分野別計画とのすみ分けを図るということで、今考えているところではあります。先回のご議論の中には、いじめとか、不登校とですとか、結局具体的なお話になると、それに対する課題が挙がると、それに対する施策もここへ書かざるを得なくなってくるようなところもありましたので、恐らく教育委員会のほうも、部会長のほうも、教育ビジョンのほうで少し具体的に書いてもらったかどうかというご指摘でした。

私どものほうとしては、頑なに書かないわけではなく、例えば事例として1つ、2つ挙げるとか、そういったことであれば、立ち入らない、立ち入るという約束事が厳格にあるわけではありませぬので、書くことはやぶさかではないですけども、それに固まってしまってそれだけしかないようにとられるというご意見も、他の部会の別な事例で頂戴をしていますので、事例の挙げ方にも配慮しながら検討してきた結果が先回のお答えであり、今回の結果だということをございまして、それで今、前半、冒頭確認をいただいたことでよろしければ、そのままいきたいと考えています。

齋藤委員 結局、総合計画は最上位に当たるというもので、こちらとしてはある程度まとめた文章として表現して、さらに個々のアクションにビジョンというかたちで下ろしていくという方向性かと思います。

そちらのほうは引き続き、今回の素案に現時点でどのように反映できるかと、また部会長の判断になってしまうかとは思いますが、引き続き検討していただくということをお願いしたいと思います。

そういたしましたら、一応委員の皆さまのご意見を頂戴したということで、これらの意見を部会の意見として集約するという作業として、このビジョンが総合計画という基本方針ですが、この部会としての答申、この部会でどういうことを討議して、このような提案をしましたと、提言を市にしたいとい

う答申を作るかたちになります。

続きまして、答申案につきまして事務局よりご説明をいただきたいと思  
います。答申案一覧は資料4のほうになりまして、参考資料として平成18年の  
答申書がありますが、資料4について事務局からご説明をお願いしたいと思  
います。

事務局

それでは、再び私からご説明を申し上げます。

まず、お手元にお配りをしました参考資料のほうをご覧いただきたいと思  
います。A4版でホッチキスで綴じてあります参考資料でございます。今ほ  
ど齋藤職務代理のほうからお話をいただきました、平成18年、今の総合計画  
を策定する際に、当時の総合計画の審議会から市長宛てに出された答申書で  
ございます。

一番最初、鏡文が付いておりまして、おめくりいただきますと、「別紙」と  
して囲ってあって答申が始まってございます。

まず、答申に当たりましては、「近年、本市を取り巻く状況は」から始まる  
前文がありまして、審議のポイントとしては4段目ぐらいからでしょうか。  
中ほどちょっと下辺りからですが、「審議に当たっては」、「社会の潮流」や、  
市の「特性」などを踏まえて、わかりやすさの観点から審議をしましたとい  
うようなことが記載をされています。

おめくりいただきまして2ページ2行目からですが、この結果、素案につ  
いては「概ね合致するものと評価をします」というくだりが続いて、なお、「安  
心なくらしづくり」ですとか、「明日を担う人材の育成」などを含め、「豊か  
な市民生活の実現に努めるよう要請します」と。あるいは、次の段などは、「要  
請します」ということが続いて、総論的なご意見を前文として掲げてござい  
ます。

それから、その下からは、「I計画全体について」からずっと個別意見を、  
「〇〇に努められたい」とか、「何々を検討されたい」とか、「何々を工夫さ  
れたい」と、「何々しなさい」というかたちで、会長、審議会から市長のほう  
に答申書が出ている、作成されているという組み立てになっております。

従いまして、今回につきましても、かたちの的には同じような形式で答申書  
を作成してまいりたいと思います。

ここで資料4をご覧いただきたいと思います。資料4につきましては、当  
部会からいただいたご意見について、事務局で今、答申の案文のかたちに直  
させていただいたものを、表頭の一番右ですが、「答申案」のところに記載を  
してございます。

本日の冒頭でご確認をいただいたものも念の為、現行のままお示しをさせ  
ていただいているのも含まれているものでございます。なお、先ほどご覧い

ただいた資料3ですけども、右側の欄外に星印が付いたものがあります。例えばイラストの修正など、答申書には載せなくていいのではないかというものについては、資料の4には入っていないということでございます。

資料4にお目を転じていただきまして、上から簡単にいくつか触れたいと思います。例えば、「生活に困難を抱える方についての視点を現状と課題へ盛り込むべき」というご意見については、「生活に困難を抱える方に関する現状と課題について記述の追加を検討されたい」というような文言になろうかと思っております。

それから、2番目、「生活困窮者への支援について、市の担う『セーフティネット』としての責任は大きいため、明文化すべき」というご意見を頂戴しておりましたが、これを答申書に書くときには、「生活困窮者への支援に関し、市の担うセーフティネットとしての役割は重要であるため、記述の追加を検討されたい」という表現になろうかと思われま。

それから、3番目、『医療・介護のネットワーク形成』について、地域を支える人材と専門性を持った人材、両方の観点から人材育成を考える必要がある」というご意見を頂戴しました。これについては、『医療・介護のネットワーク形成』について、地域を支える人材と専門性を持った人材、両方の観点から人材育成を図られたい」といったような表記に変えて、答申書に載せていきたいと思っております。

確認ですが、資料、これまで冒頭で確認をしてきました各部会のご意見について、①については基本的にすべてこの答申書に記載をさせていただこうと考えております。ただ、その際に語尾が若干変わるかもしれませんということと、他の部会で似たようなご意見、あるいは記述の関係で若干修正を行うかもしれませんが、その意図は十分踏まえて答申書に記載をしていきたいということでございます。当部会に関しては、基本構想の部分を含めて21項目ございますが、この具体的な文言については、いましばらく部会調整が図られるまで確定的に申し上げられませんが、こんなかたちで何とか検討されたいというかたちで、すべてもれなく記載をしたいと考えております。

以上で、資料4の説明を終わらせていただきます。

齋藤委員

どうもありがとうございました。今ほどの答申案の説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。

個別にお出しいただいた意見というよりは、今までの審議会の皆さまのご意見をかなり集約したかたちになっているので、今までの意見概要と一々で結び付かないような点もあるかとは思いますが、基本は委員の方々からのご意見を基にしているというかたちだと思います。

今回の調査をして、ここの部会は最終回になりますので、あとは9月末の

全体会になってしまいますので、そのときにはもうほとんど完成版ができて  
いるというかたちになっているかと思いますが、何かご意見ございますでし  
ょうか。

近藤委員 今後のことをお聞きしたいんですけど、この答申案というのは、今、パブ  
リックコメント、意見されていますが、この答申案の私たちの出されるのと、  
パブリックコメントとどういうかたちでなるのでしょうか。並行して今やら  
れているわけですけども。

事務局 ご案内のとおり、9月12日までパブリックコメントの期間中でございます。  
その間、いただいたご意見を整理して、それに対するご回答を申し上げると  
いうこととなりますが、当審議会、全体会が9月30日ということもあります  
ので、別途パブリックコメントのコメントについては検討をし、お答えをす  
るということになります。当審議会で審議をしたことと同じようなことが当  
然提案されてくれば、審議会の意向も踏まえながらご回答を申し上げること  
となっておりますが、直接関連があるかないかと言われれば、ないことにな  
りますので、いただいたご意見についてはまたあらためてそのご意見につい  
て検討をし、修正する必要があるれば修正する、あるいは修正することが不適  
切だとあれば、修正しないというお答えを返していくということになります。

ただ、議会に上程する成案というのは2つのご意見を踏まえて、審議会での  
答申とパブリックコメントを踏まえて成案を作るということになります。

近藤委員 二本立てでいかれるということですか。

事務局 二本立てというか、審議会のご意見は十分尊重しつつ答申をいただく。そ  
の他にも一般市民の方々のご意見を頂戴するということになっております。

近藤委員 その検討というのはどこでされるのでしょうか。事務局でしょうか。

事務局 私ども事務局のほうで行います。

近藤委員 本来なら、一応審議会のほうの意見も踏まえた上で出されてパブリックコ  
メントというかたちが、従来のかたちだと思うんですが、今回はパブリック  
コメントの期間と審議会の期間、両方一緒に行われていますので、それはパ  
ブリックコメントのほうが出た段階で、一応事務局のほうで両方を検討され  
るということですか。

事務局 審議会の答申も貴重なご意見ですし、一般市民の方のご意見も貴重なご意  
見ですので、両方真摯に受け止めて検討をした結果を、パブリックコメント  
についてはお答えをするということになると思います。

齋藤委員 パブリックコメントの対応を含めて9月30日にというと、ご説明いただけ  
るということではないんですね。もう9月30日には全体のこちらの素案なり、  
あるいは答申案がパブリックコメントも含めた、審議会とパブリックコメン  
トを含めて、その中で協議された上で上がってくると、このかたちとしてで

きてくるということによろしいでしょうか。

事務局

パブリックコメントが直接この審議会の審議に影響するということは多分ないと思います。あくまでもパブリックコメントは別制度で、一般市民の方のご意見を広く伺うという機会を確保するという趣旨ですし、審議会は審議会の角度、いろんな団体、学識の先生方とか、あるいは専門知識をお持ちの方からご意見を伺うというような制度ですので、通常ですと、審議会の答申をいただいたのとは別途パブリックコメントを行い、審議会からいただいたものを踏まえてパブリックコメントを掛けたいということで、審議会からいただいたご意見で修正したものを、さらにパブリックコメントで修正することも普通はありますので、全く影響されないという語弊がありますけれども、別のかたちで上がってくる一般市民のご意見ということで承ろうと思っております。

たまたま今回はパブリックコメントの期間を、普通の30日間という期間が最低限ですけど、長くとうとうということで40日間にしていますので、そういった日程になっているということです。

ただしですが、現実問題としてこの審議会ではここはこうですよねと言われているのに、一般市民の方にこの審議会で審議されていることについて、真逆のことに対して市民の方のご意見の中で、「はい」と言って直すということは多分現実的には難しいと思います。審議会の皆さんのご意見については、踏まえてパブリックコメントに対する考え方を整理をするということに、現実的にはなろうかと思いますが、制度の趣旨からすると違いますので、審議会との意見について調整を図らなければならないということでは、決してないとは思っています。

齋藤委員

よろしいでしょうか。

他、何かございますでしょうか。

これにつきましては、前回も例えば一定期間、委員の皆さまからの意見を受け付ける期間というのは、考えていらっしゃるのでしょうか、答申案については。

事務局

答申の文言につきましては、他の部会ごとの調整も語尾をそろえるなどということも必要ですので、他の部会がまだ終わっていない今、ここだこの表現よりもう少しこういうふうにしてほしいとかということが、これまでご審議していただいた中身を逸脱しなければ、修正をすることも可能です。ただ、今、答申案として示した文言についても、私どもまだガチガチに固めたわけではなくて、最終的には部会長4名と代行者の皆さまと、あるいは全体会の会長・副会長とご相談の上、決めていくこととなりますので、もしどうしても何かあれば、1日、2日、両日中であれば、ご意見として承ることは

できますし、それを部会長の皆さん、あるいは全体会の会長・副会長にお伝えすることは可能かと思えます。

齋藤委員

他の部会も現在、最終段階に調整が入っているということで、その調整の中で答申案について、ご意見を1～2日中であればご意見をいただいて、少し文言等、修正を検討していただくということになるかと思うのですが、特にこちらでご意見、不服ないようでしたらば、全体の会議をこれにて終了というかたちにしたいのですが、何かございませんでしょうか。その他、全体を通じてご意見、今は答申案のことでしたが、何か一括してございますでしょうか。

それでは、ご意見ないようですので、以上で第4回の部会を終了させていただきたいと思えます。本日いただいたご意見につきましては、私から部会長にお伝えして、今後また会議等々、審議会全体会のほうに上げたいと思えます。今後の取り扱いにつきましては、部会長に一任するというご意見したいと思います。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

本日もご審議ありがとうございました。

次回についてですが、会議の中でも発言ありました、9月30日の火曜日午後4時から、第2回の全体会ということで開催いたします。会場は、市役所内ではなく、白山公園内の白山会館になります。会場が変わりますのでご注意願います。これにつきましても、あらためて文書にてお知らせをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上になります。ありがとうございました。